



平成30年12月18日

会社名 株式会社くらコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 田中 邦彦
(コード番号 2695 東証第1部)
問合せ先 取締役経理本部長 津田 京一
(TEL. 072 - 493 - 6189)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

平成30年12月18日開催の当社取締役会において、平成31年1月29日開催予定の当社第23期定時株主総会において承認されることを条件として、下記のとおり監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

① 移行の目的

当社では従来から、業務執行の健全性・透明性・効率性の向上を目的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るものであります。

② 移行の時期

平成31年1月29日開催予定の当社第23期定時株主総会において、必要な議案が承認されることを条件に、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）

① 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

③ 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成31年1月29日（火）
定款変更の効力発生日（予定）	平成31年1月29日（火）

以上

定款新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2条～第3条〈条文省略〉</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p>第5条～第7条〈条文省略〉</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第16条〈条文省略〉</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">〈新設〉</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする。</p> <p style="text-align: right;">〈新設〉</p> <p style="text-align: right;">〈新設〉</p> <p style="text-align: right;">〈新設〉</p>	<p>第2条～第3条〈現行どおり〉</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <p style="text-align: right;">〈削除〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>3. 会計監査人</u> <p>第5条～第7条〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: right;">〈削除〉</p> <p>第8条～第15条〈現行どおり〉</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする。</u> ③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役) 第 20 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第 19 条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役) 第 21 条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第 20 条 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 22 条 〈条文省略〉</p>	<p>第 21 条 〈現行どおり〉</p>
<p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 23 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。 ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 25 条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(監査役の員数) 第 26 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u> ② <u>補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始時までとする。</u></p>	<p>〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任方法)</u> 第 27 条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 28 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 29 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集)</u> 第 30 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 31 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></u> ② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>	<p>(削除)</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u> 第 26 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u> 第 27 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第 32 条～第 35 条 〈条文省略〉</p>	<p>第 28 条～第 31 条 〈現行どおり〉</p>

現行定款	変更案
<p>〈新設〉 〈新設〉</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 当社は、第23期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>